

議案第 25 号

多可町税外収入金等の督促及び延滞金徴収条例の制定について

多可町税外収入金等の督促及び延滞金徴収条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町税外収入金等の督促及び延滞金徴収条例

平成 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項及び第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の税外収入金（以下「税外収入金等」という。）の督促及び延滞金の徴収に関して必要な事項を定める。

(他の法令等との関係)

第2条 町の税外収入金等の督促及び延滞金に関する事務処理については、法令又は他の条例若しくは規則に定めのある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(督促)

第3条 町長は、法第231条の3第1項の規定により、納期限後20日以内に期限を指定した督促状を発しなければならない。

(延滞金の納付等)

第4条 税外収入金等（私債権を除く。）の納付義務者（以下「納付者」という。）は、その納期限後にその未納金等を納付する場合には、当該未納金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(延滞金の端数計算)

第5条 延滞金の計算する場合において、その計算の基礎となる未納金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第6条 町長は、納付者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金を減免することができる。

(書類の送達)

第7条 税外収入金等の督促及び延滞金に関する書類の送達等については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定の例

による。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に納期限を経過している税外収入金等に係る延滞金額は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）の1年後から納付の日までの期間に応じ、第4条及び第5条の規定により計算した金額に相当する金額とし、施行日前に督促状を発しているときは、施行日において督促状を発したものとみなす。

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。